

令和 4 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 殿

四日市市菅原町 8 2 8

医療法人 すが内科

理事長 菅 孝明

電話番号 0 5 9 (3 2 5) 2 2 5 5

決 算 届

令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 3 1 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事 業 報 告 書
- 2 財 産 目 録
- 3 貸 借 対 照 表
- 4 損 益 計 算 書
- 5 監 事 の 監 査 報 告 書



事 業 報 告 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 すが内科
- ① ☐財団 ☒社団 (☒出資持分なし ☐出資持分あり)
- ② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐出資額限度法人
- ☒その他
- ③ ☒基金制度採用 ☐基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市菅原町828
- (3) 設立認可年月日 平成24年7月23日
- (4) 設立登記年月日 平成24年8月1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
- 診療所 すが内科 三重県四日市市菅原町828
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- | | |
|-----------|-------------|
| 令和3年9月22日 | 前年会計年度決算の決定 |
| 令和4年7月31日 | 次年会計年度予算の決定 |

法人名 医療法人 すが内科

所在地 三重県四日市市菅原町 8 2 8

財 産 目 録
(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	41,788 千円
2. 負 債 額	29,761 千円
3. 純 資 産 額	12,026 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,648
B 固 定 資 産	15,140
C 資 産 合 計	41,788
D 負 債 合 計	29,761
E 純 資 産	12,026

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 すが内科
所在地 三重県四日市市菅原町828

※医療法人整理番号 0610

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,648	I 流 動 負 債	29,761
II 固 定 資 産	15,140	負 債 合 計	29,761
1 有 形 固 定 資 産	14,080	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	152	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	907	I 基 金	10,000
		II 積 立 金	2,026
		純 資 産 合 計	12,026
資 産 合 計	41,788	負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,788

法人名 医療法人 すが内科
所在地 三重県四日市市菅原町 8 2 8

※医療法人整理番号 0610

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

(単位 : 千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		59,689
2 事業費用		58,846
	事業利益	842
II 事業外収益		6,902
III 事業外費用		3
	経常利益	7,741
IV 特別損失		2,033
	税引前当期純利益	5,708
	法人税等	713
	当期純利益	4,995

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 すが内科
理事長 菅 孝明 殿

私は、医療法人すが内科の令和4会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月21日

医療法人 すが内科

監事 東 泰則

